

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 4 月 8 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500834号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600001号

## 第1 結論

昭和47年\*月から昭和51年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年\*月から昭和51年12月まで

私が20歳になった頃に、私の母が大学生であった私のために国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと母から聞いている。

当時同居していた私の弟の国民年金保険料も一緒に母が納付していたと聞いており、請求期間が未納となっていることに納得できないので、持ち主不明記録等も調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった頃に、請求者の母が大学生であった請求者のために国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料も母が納付していたと主張しているが、請求者の母は既に亡くなっていることから、証言が得られず、請求者自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和58年4月頃に払い出されたと推認されることから、請求者が所持している年金手帳では、請求者が請求期間当時に居住していたA市ではなく、昭和57年3月に転居したB市(現在は、C市B区)で交付されたことが確認できる。

さらに、上記払出時点において、請求者は大学を卒業した月の翌月の昭和51年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間のうち昭和47年\*月から昭和51年3月までは国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該払出時点では、請求期間のうち昭和51年4月から同年12月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者が請求期間当時居住していたA市において、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されてい

る必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等での調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500801号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600002号

## 第1 結論

昭和61年4月から平成14年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から平成14年4月まで

私は、請求期間は国民年金の第3号被保険者であったが、毎年、3月頃に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、納付しないと将来、年金がもらえないと困ると思い、当該期間の保険料を毎月、納付書に現金を添えて、A銀行B支店、C銀行B支店又はD信用金庫本店のいずれかの金融機関の窓口で納付した。納付時に金融機関の窓口で受け取った領収書は持っていないが、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、国民年金の第1号被保険者の納付済期間に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間は国民年金の第3号被保険者であったが、送付されてきた納付書に現金を添えて、A銀行B支店、C銀行B支店又はD信用金庫本店のいずれかの金融機関の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、請求者に係るE市の国民年金被保険者名簿及びオンラインの記録によると、請求期間のうち、昭和61年4月から平成9年3月までは「E(共済年金の組合員の被扶養配偶者である第3号被保険者)」、平成9年4月から平成14年4月までは「A(厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者)」と記録され、当該期間は、第3号被保険者期間であることが確認できることから、直接国民年金保険料を納付することを要しない期間であり、保険料納付書は発行されない上、E市も第3号被保険者に対しては、保険料の納付書は発行していない旨回答している。

また、請求者が国民年金保険料を納付していたと主張する上記3つの金融機関は、取引に関する書類の保有期間が経過しているため回答可能な記録がない旨の回答をしていることから、保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求者は、昭和47年1月に国民年金の被保険者資格を取得後、平成24年1月に被

保険者資格を喪失するまで、同一の国民年金手帳記号番号（平成9年1月からは基礎年金番号）で被保険者資格の取得及び喪失手続が適切に行われ管理されていることが確認できる上、請求期間の国民年金保険料を直接納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、第1号被保険者として資格を取得する必要があるが、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。